

Techno Report

№165

旧規格の消火器が設置できなくなるのをご存知ですか！

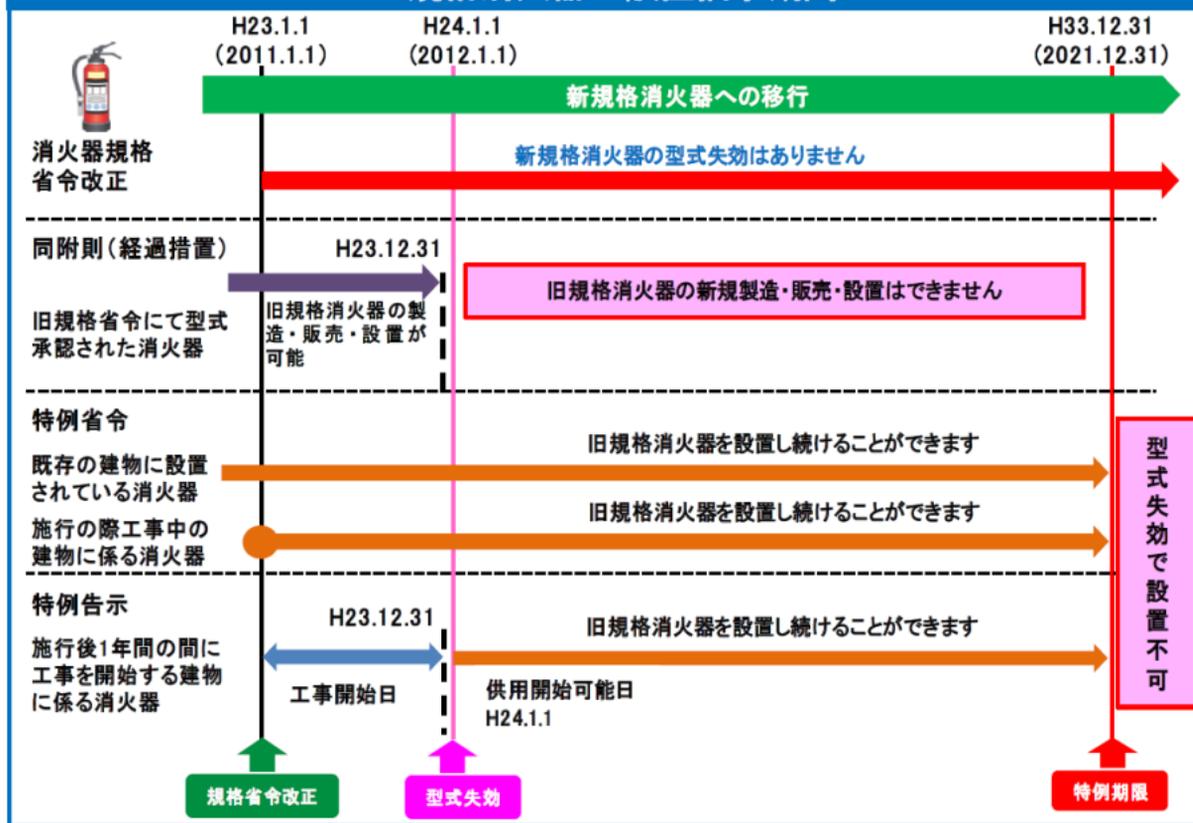
今回は消防用設備の消火器についてご案内致します。

規格省令の改正により旧規格の消火器は（2022.1.1から）設置できなくなります。

現在特令省令で設置されている猶予期間中の消火器については期間内に新規格品を計画的に入れ替えることをお勧めいたします。

また、消防用設備点検に該当していない作業場用、車載用など（任意設置）の消火器についても確認をしていただき、新規格品を装備しましょう。

旧規格消火器の設置猶予期間



平成24年1月1日：旧規格消火器の型式失効 旧規格消火器の新規設置不可

平成33年12月31日：旧規格消火器は設置不可（特例期限内に既存消火器を全数交換）

※財団法人日本消防設備安全センターより参照

（ご不明な点は弊社にご相談ください）

発行 藤田テクノ株式会社 テクノレポート発行委員会 問合せ先：本社 技術部技術課／杉本 和久 発行委員会
本社 〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町1174-5 TEL 027-361-8111 FAX 027-329-6221
太田支店 〒373-0818 群馬県太田市小舞木町361-1 TEL 0276-46-1348
埼玉支店 〒350-2203 埼玉県鶴ヶ島市上広谷799-48 TEL 049-279-3011
URL：<http://www.fujita-tec.co.jp>

2017年 4月発行